

下関市自立支援教育訓練給付金

給付のごあんない



下関市では、母子家庭のお母さん又は父子家庭のお父さんが就労に役立つ資格を取得するため、講座を受講し修了した場合に、その受講料の一部を給付支給しています。

対象者

下関市在住の母子家庭の母又は父子家庭の父で、次のすべての条件を満たす方

- ① 児童扶養手当を受けているか、又はこれと同様の所得水準である方
- ② 適職に就くために必要であると認められる方
- ③ 過去に自立支援教育訓練給付金の支給を受けたことがない方

対象となる講座

雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座

詳しくは、ハローワークまたは市役所までお問い合わせください。

※具体的に受講を希望される講座のある方は、その講座のチラシ・パンフレットなどをお持ちください。

支給金額

対象となる講座の受講のために支払った費用の10分の6に相当する額

(年間上限20万円・最大4年間)

※但し、支給額計算の結果、12,000円以下となった場合は、支給対象外となります。

※実際の支給は、講座修了後となります。詳しくは裏面をご参照ください。

※雇用保険制度による教育訓練給付金を同時に受けられる方は、その金額を差し引いた額の支給となります。



支給を希望される方は、必ず事前にご連絡ください。



【お問合せ先】 〒750-8521 下関市南部町 1 番 1 号

下関市役所こども家庭支援課相談支援係

電話：083-231-1358



受講開始前に、市の講座指定申請手続きをお願いします。

必ず事前にご連絡ください。

連絡先は、こども家庭支援課相談支援係（電話：083-231-1358）まで、**窓口が混雑する場合がありますので、まずはお電話ください。**

- 生活収支状況、育児や就労の状況等について、詳しく面談をさせていただきます。ご家族のことや生活上の問題についてもお尋ねします。
- 相談は通常1時間程度かかります。
- 必要に応じて家計や生活習慣などに関する助言をさせていただくことがあります。

事前相談

講座受講開始までに

講座の指定申請

面談をされた方は、申請の手続に入ります。
 「教育訓練給付金支給要件回答書」（ハローワークにて発行）をご準備のうえ、市役所窓口にてお手続きいただきます。
 ※その他にもご準備いただく書類がありますが、別途市からご案内いたします。
 ※申請されれば、必ず受給ができるというわけではありません。

講座の指定決定

講座指定の可否について、ご本人様宛に通知いたします。

- 支給が決定した場合は、すみやかに講座実施者へ受講の手続を開始してください。
- 講座実施者により受講料の支払時期が異なりますが、市からの給付金の支払は講座修了後となりますので、ご了承ください。



講座開始

指定講座にて、受講してください。

- やむをえず、途中で受講中止される場合や、講座実施者の都合により受講できなくなった場合は、すみやかに市役所へご連絡ください。



講座修了後、30日以内に給付金交付申請手続きが必要です。

給付金の交付申請

次の書類をご準備のうえ、市役所へご連絡ください。

連絡先：こども家庭支援課相談支援係（電話：083-231-1358）

今後のお手続についてご案内いたします。

- ① 教育訓練修了を証するもの（講座実施者が証するもの・コピー可）
- ② 教育訓練経費が記載された領収書（講座実施者が証するもの・コピー可）
- ③ 「教育訓練給付金支給・不支給決定通知書」

（ハローワークにて発行のもの）

※その他にもご準備いただく書類がありますが、別途ご案内いたします。

※③は雇用保険制度による教育訓練給付金を同時に受けられる方のみ。

※講座修了後30日を越えての申請は受付できませんのでご注意願います。



給付金の交付決定

給付金交付の可否について、ご本人様宛に通知いたします。

- 給付金の交付申請書及び添付書類にて、審査を行います。
- ※審査の結果、講座修了の確認ができない等の理由により給付金を支給できない場合もあります。

請求書の提出

市の指定する様式にて、ご請求ください。（原則、市窓口までご持参願います。）

給付金の振込

請求書を提出された翌月中に、指定された口座にお振込みいたします。
 振込日のお知らせはいたしませんので、各自で入金確認をお願いいたします。
 （※1ヶ月以上入金確認できない場合は、市へご連絡ください。）